

学校給食費の改定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月8日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11号及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則（昭和50年立川市教育委員会規則第2号）第2条第2号の規定による。

学校給食費の改定について

近年の急激な物価高騰の影響に対応するためのあるべき学校給食費について、立川市学校給食運営審議会へ諮問を行い、令和6年2月2日に同審議会から答申が出されたことから、その結果に基づき以下のとおり改定したい。

1 改定の考え方

- (1) 文部科学省「学校給食実施基準」に定める「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる給食費（＝食材料費）であること
- (2) 近隣自治体（多摩26市）の給食費と比較し、著しい乖離がないこと

2 改定額

(1) 学校給食費（一食単価）

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1食単価（現行）	243円	257円	272円	328円
1食単価（改定案）	271円	288円	306円	354円
増 額	28円	31円	34円	26円

(2) 改定額の具体的な計算方法

①小学校給食費

- (ア) 令和2年度小学校給食における食品構成実績^{*1}×食品分類別食材単価（中央値）^{*2}＝303.164円 (a)
- (イ) 現行小学校給食費（中学年）＝257円 (b)
- (ウ) (b) 257円÷(a) 303.164円＝84.773% (d) ※献立作成及び食材調達工夫に伴う食材料費の減額率
- (エ) 令和5年度小学校給食における食品構成実績×食品分類別食材単価（中央値）＝340.260円 (e)
- (オ) (e) 340.260円×(d) 84.773%＝288.449円 (f)
- (カ) (f) 288.449円－(b) 257円＝31円：現行小学校給食費との必要差額（小数点以下四捨五入）

以上により、改定後の小学校給食費（中学年）は288円となる。また、小学校低学年及高学年の改定額は以下のとおり。

- (キ) 低学年：288円×多摩26市の低・中・高学年の給食費の割合の平均値^{*3}（93.86%）＝271円
- (ケ) 高学年：288円×多摩26市の低・中・高学年の給食費の割合の平均値^{*3}（106.01%）＝306円

②中学校給食費

- (ア) 令和5年度中学校給食における食品構成実績×食品分類別食材単価（中央値）＝417.164円 (a)
- (イ) (a) ×上記①(ウ)の減額率（84.773%）＝353.642円 (b)
- (ウ) (b) 353.642円－328円＝26円：現行中学校給食費との必要差額（小数点以下四捨五入）

以上により、改定後の中学校給食費は354円となる。

※1：食品構成表の実績値は、各年度の給食の食品構成実績の平均値（単位：g）のこと。

※2：食品分類別食材単価（中央値）は、米、パン・めん類、緑黄色野菜、魚介類、肉類などの種別分類内の複数の食材のg当たりの単価の中央値のこと。

※3：中学年を1としたときの低学年・高学年の割合の多摩26市の平均値

(3) 適用時期及び今後のスケジュールについて

改定額については、3月7日の文教委員会に報告し、規則改正等を行い、令和6年4月分以降の学校給食費から適用する。

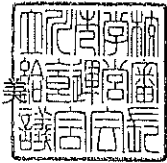


令和6年2月2日

立川市教育委員会
教育長 栗原 寛 殿

立川市学校給食運営審議会

会長 石田 裕美



学校給食費の改定について (答申)

令和6年1月18日付立教給第2379号で諮問を受けた標記について、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申します。

記

1 答 申

立川市の学校給食は、学校給食法に基づき、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的に実施されています。本審議会では、この目的を達成するために必要な課題等を審議しています。

この度、学校給食費の改定について諮問を受け、審議をいたしました。

本審議会では、平成28年10月の改定以来、見積もり合わせによる価格競争や献立面での工夫等により、金額を据え置いてきた小学校給食費及び令和5年度2学期からの共同調理場方式への移行に伴い、令和3年度に本審議会からの答申を受けた金額である中学校給食費について、近年の物価高騰の影響を踏まえ、安全・安心で学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準を維持するために、1食あたりの学校給食費を引き上げることが妥当であると判断しました。

改定額については、小中学生の学校給食摂取基準に沿い、安全・安心で多様な食材を適切に組み合わせた給食の提供が行えることを前提に、多摩26市の給食費との均衡、消費者物価指数の動向や、令和4年6月分から実施している市による給食費への補助状況等を踏まえ、1食あたりのあるべき給食費を検討した結果、次項の改定額の計算方法で算出した金額が妥当であると判断いたしました。

今後の社会情勢や物価の変動により、今回の答申における金額と、あるべき給食費に著しい乖離が生じる場合や、安全・安心で学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準の維持が難しいと判断された場合には、本審議会への諮問を検討してください。

なお、近年、学校給食費に関する社会的な関心が高まっていることも踏まえ、学校給食費の改定については、保護者、各学校に対して丁寧に説明するように申し添えます。

2 学校給食費の改定額

(1) 審議資料

- ・ 学校給食費の改定について
- ・ 1食単価比較表（小学校／中学年）【H28.10～R2.10】
- ・ 1食単価比較表（小学校／中学年）【R2.10／R5.10】
- ・ 食品構成（実績）×食材単価（中央値）による給食費の試算結果【小学校】
- ・ 食品構成（実績）×食材単価（中央値）による給食費の試算結果【中学校】
- ・ 多摩26市の給食費の状況（令和5年度）【小学校】
- ・ 多摩26市の給食費の状況（令和5年度）【中学校】

(2) 改定額の具体的な計算方法

①小学校給食費

令和2年10月と令和5年10月の1食単価比較表より、1食あたりの給食費単価は月平均で約29円上昇し、現行の小学校給食費（257円/食：中学年）と比較すると約21円不足している。これらを踏まえ、令和2年度と令和5年度の「食品構成実績^{※1}」に「食品単価中央値^{※2}」を乗じる方法で試算を行い、正確な差額を確認した。

- (ア) 令和2年度小学校給食における食品構成実績×食品分類別食材単価（中央値）＝303.164円 (a)
(イ) 現行小学校給食費（中学年）＝257円 (b)
(ウ) (b) 257円÷(a) 303.164円＝84.773% (d)
※本市の献立作成及び食材調達の工夫等に伴う食材料費の減額率
(エ) 令和5年度小学校給食における食品構成実績×食品分類別食材単価（中央値）＝340.260円 (e)
(オ) (e) 340.260円×(d) 84.773%＝288.449円 (f)
(カ) (f) 288.449円－(b) 257円＝31円：現行小学校給食費との必要差額（小数点以下四捨五入）

以上により、改定後の小学校給食費（中学年）は288円となる。また、小学校低学年及高学年の改定額は中学年の試算額をベースとして、多摩26市の低・中・高学年の給食費の割合の平均値^{※3}から試算を行った。

- (キ) 低学年：288円×多摩26市の低・中・高学年の給食費の割合の平均値（93.86%）＝271円
(ケ) 高学年：288円×多摩26市の低・中・高学年の給食費の割合の平均値（106.01%）＝306円

②中学校給食費

現行の中学校給食費（328円/食）は、令和2年度の中学校給食における「食品構成実績」に「食品単価中央値」を乗じたうえで、令和2年度の小学校給食費における市栄養士の献立の工夫等による減額割合を乗じて必要な給食費を積算している。

これらを踏まえ、上記①と同様の計算を中学校給食において行い、上記①（ウ）の減額率を用いて試算を行った。

- (ア) 令和5年度中学校給食における食品構成実績×食品分類別食材単価（中央値）＝417.164円 (a)
(イ) (a) ×上記①（ウ）の減額率（84.773%）＝353.642円 (b)
(ウ) (b) 353.642円－328円＝26円：現行中学給食費との必要差額（小数点以下四捨五入）

以上により、改定後の中学校給食費は354円となる。

※1：食品構成表の実績値は、各年度の給食の食品構成実績の平均値（単位：g）のこと。

※2：食品分類別食材単価（中央値）は、米、パン・めん類、緑黄色野菜、魚介類、肉類などの種別分類内の複数の食材のg当たりの単価の中央値のこと。

※3：中学年を1としたときの低学年・高学年の割合の多摩26市の平均値

(3) 学校給食費 (一食単価)

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1食単価 (現行)	243 円	257 円	272 円	328 円
1食単価 (改定案)	271 円	288 円	306 円	354 円
増 額	28 円	31 円	34 円	26 円

(4) 適用時期

令和6年4月分以降の学校給食費から適用する